

# 外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文の作成

(警察庁交通局運転免許課)

## 1. 制度の概要

我が国は、道路交通に関する条約（通称ジュネーブ条約）の加盟国が発給した国際運転免許証を所持する者について、国内における自動車等の運転を認めているが、同条約に基づく国際運転免許証を発給していない国又は地域についても、我が国と同等の水準にあると認められる運転免許制度を有する国又は地域（6か国と1地域）の行政庁若しくは権限のある機関が発給した運転免許証（以下「外国運転免許証」という。）であって、政令で定める者（領事機関、指定法人等）が作成した日本語による翻訳文を添付したものを所持する者について、同様に国内における自動車等の運転を認めることとしている。

国家公安委員会は、外国運転免許証の日本語による翻訳文を適切かつ確実に作成することができるかと認められる法人を指定することとされている。

## 2. 指定、登録等の基準

### ○ 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)

(日本語による翻訳文を作成する者)

第39条の5 法第107条の2の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

三 自動車等の運転に関する外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を適切かつ確実に作成することができるかと認められる法人として国家公安委員会が指定したもの

2 (略)

### ○ 外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第5号)

(指定の基準等)

第1条 道路交通法施行令(次項において「令」という。)第39条の5第1項第3号の規定による指定(以下「指定」という。)は、指定を受けようとする法人の申請に基づき行うものとする。

2 指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 自動車及び原動機付自転車の運転に関する外国等(令第26条の3の3第1項第3号に規定する外国等をいう。)の行政庁等(同号に規定す

- る行政庁等をいう。)の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する業務(以下「翻訳文作成業務」という。)を行う者として翻訳文作成業務を適正に行うため必要な能力を有する者が置かれていること。
- 二 翻訳文作成業務を適正かつ確実にを行うため必要な組織及び経理的基礎を有すること。
- 三 翻訳文作成業務以外の業務を行っているときは、当該業務を行うことにより翻訳文作成業務が不公正になるおそれがないこと。

### 3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	法人番号	指定、登録の理由等
一般社団法人 日本自動車連盟	平成6年5月	東京都港区芝大門1丁目1番30号 (03-3578-4915)	8010405009479	外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則第1条第1項の規定に基づく申請があり、同条第2項に定める指定の基準に適合していると認められたため。

### 4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答 特になし

### 5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
翻訳文の作成：3,000円	人件費、物件費 その他の経費 から算出

### 6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果(平成29年) 改善すべき事項は特になし。

### 7. 政策評価 平成29年4月に[実施](#)。

### 8. [指定申請要領](#)